

令和7年12月22日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として令和2年2月27日に面会謝絶を決定、以降継続中であること、あわせてこの会議を中止しているため、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日 共同生活住居 利用定員	平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館) 平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号)株式会社 相生(かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場 令和7年12月22日13時30分から
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

委員 ・当ホーム入居者 ・当町健康福祉課
 ・地域住民 ・当町地域包括支援センター
 ・ちどりの会 ・当町社会福祉協議会
 (当町所在、ボランティア団体) ・当ホーム管理者、当社代表者

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて
3. 日常的な取り組み
4. 次回運営推進会議も中止、資料配布

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	長生郡白子町	茂原市	合計
人数	14	1	1	16
増減	-2			

前回会議時点（10月27日）17

1. 11月6日、当町1名退去（入院中に死亡）
2. 11月22日、当町1名退去

② 要介護度等～前回当会議開催時とほぼ変化はない。

2. 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザについて

- (1) 前回会議（10月27日）以降、入居者・役職員に感染発症なし
- (2) クラスタ感染対策
→継続して感染対策の推進
- (3) ワクチン接種
→今後は、その都度、是々非々で検討する
- (4) マスク着用の推奨
→国（厚生労働省）が既に発出の「令和5年3月13日以降のマスクの着用の考え方について」を踏襲
- (5) 制限下における面会、外出の推進
→一律的な面会制限を緩和、防護対策が取られた面会室を活用し、面会交流機会の増大に努める（千葉県補助事業：詳細は令和4年3月28日の運営推進会議資料を参照）
→重症化しにくくなったことで、感染対策と日常生活の推進
→面会時に、面会者のマスク非着用があった場合、面会時においてはマスク着用がなければ面会を断念してもらうように勧めると、これまでのところ、全件例外なくマスク着用を了解

3. 日常的な取り組み

新型コロナウイルス感染症流行にともなう事柄をお伝えすることが多く、また、中心にならざるを得ない状況が継続していたところ、その他の当ホームにおける日常的な取り組みを紹介する機会を逸していたことから、紹介をしている。今回は入居者の事例について紹介する。

第13回：遊休資産の処分と支援の実例

～当該入居者本人を含め、その兄弟姉妹が存在を知らない相続財産（土地）～
前回は入居前に生活、起居していた自宅（敷地・家屋）にかかわる事例であったが、今回は、そうではない、遊休資産としての相続財産の発見に至ったケースの実例を紹介する。

（1）心当たりのない相続財産（土地）があり、調査を始めた

事の発端は、当ホーム入居者宛に県内自治体の一から、地籍調査に関する通知が送られてきたことによる。その通知には、県内自治体に存する土地の地籍調査^{*}に伴う成果とその閲覧を促すものであり、該当する土地の所在地等の情報の記載はなく、成果の閲覧ができる場所と期間が書かれているのみであった。

名宛人である当該入居者Aと、その親族に、当該自治体に土地を所有しているかどうか尋ねたところ、皆目見当がつかないということであった。そこで、当該入居者に委任状をしたためてもらい、当ホームの役職員が、地籍調査に伴う成果の閲覧ができる場所を訪ね、確認したところ、山間部にある共同墓地（登記地目は墓地）であり、その墓地の19分の1共有持分があるということ、当該入居者Aは登記簿に記載のある共有者Bの相続人代表ということで県内自治体が特定し、地籍調査に関する通知を送付したことが判明した。早速、その所在地番から、法務局の登記情報提供サービスを用いて確認すると、確かに登記簿上は19人で共有する墓地であることがわかり、登記簿上968平方メートルであるところ、地籍調査の結果、1600平方メートル程であるということであった。

この地籍調査は、後述の資料に詳細を譲るが、一筆毎の土地の地籍調査に際しては、事前にその土地の所有者、その土地に隣接する所有者全員に境界立会いを求める通知がなされ、境界立会いの際にそれぞれの境界を確認する作業を経るこ

ととなるが、当該入居者Aは当然に認知症であったから、こういった手紙が当ホームに入居する前の自宅に届いていたとしても、承知することができなかったことが考えられた。

(2) 当該入居者AとAの兄弟姉妹が少なくとも相続人と判明

改めて、相続人代表とされているAと、Aの親族（兄弟姉妹）に尋ねても、登記簿上に記載のある共有者Bの名に記憶がないとのことであった。そこで、地籍調査に伴う成果の閲覧場所において、県内自治体の委託を受けた地籍調査にかかわる実務を担当する組織に、Aを本件土地の相続人代表と定めたからにはBはAの被相続人であると分かる戸籍があるはずなので、開示願いたいと申し出たが、そういった取り扱いは想定されていないということであった（なお、法的に可能であるかどうかはこの時点で未確認）。そこで、AとAの親族らの了解を得て、Aの甥にマイナンバーカードを用いて、Aの出生から現在に至るまでの戸籍と、Bに関係する戸籍を揃えるように依頼したところ、BはAの曾祖父（ひいおじいちゃん）ということが判明した。

また、実際に、本件土地を訪ね、現地の写真や動画を撮影し、また、グーグルマップで特定したものを、AとAの親族（兄弟姉妹）に確認したところ、昭和63年にAと妹Cで、兄弟姉妹の合意のもと、A先祖代々の墓じまいをし、別の自治体の寺に改葬したことが判明した。AとAの親族（兄弟姉妹）の誰もが、曾祖父（ひいおじいちゃん）の氏名を思い出せず、一連の戸籍を見て分かることとなったのである。

また、Aの妹Cの話によれば、昭和63年に改葬するまでは、毎年、兄弟姉妹のだれかしらが、父、母とともに墓参りに出かけていたということであった。かつては、この墓地から程ないところに、A、Cの父、母が結婚して所帯を有していたということで、Aの兄、姉は、この墓地から程ないところにあつた所帯で生まれていた。しかし、戦後すぐに、A、Cらの父、母が別のところに転居して、その後、墓参には年に1回、2回くらいしか行っていなかったという。また、19人の共有者の姓が全員同じであり、いわば一族のような状況が伺われ、何らかの縁戚関係もあったと思われ、年に1、2回しか墓参しないA一家に対しても地域の人々は、戦後の混乱期故にA一家がその地を後にしなければならない事情を斟

酌してくれたのか、割と良好な関係であったという。

このことで、結局、本件土地の共有持分19分の1は、推定される相続人はAを特定するための戸籍だけからでも11人に及び、他の取得しきれていない戸籍もあることから、一体全体、何人の相続人がいるのか分からない。

(3) 当ホームが調査の支援をした動機

まず、Aが生活保護受給者であることから、遊休資産は換価して生活費に充当することが求められる。次に、昨今の、土地の工作物等の占有者及び所有者の責任（民法717条）の追求が看過できない。土地の場合、神奈川県逗子市で法面崩落により生き埋めとなって死亡した女子高生の両親に、この法面を有する土地に存するマンションの所有者全員に高額な賠償を命ずる裁判は耳目を集め、また、記憶に新しい。数年前に熱海で起きた不適切な残土埋め立てを原因とする大規模崩落による家屋の損害や失われた人命は、刑事責任はもとより、この民法717条による求償がなされるのは間違いないと考えられるからである。この民法717条の詳細は省くが、無過失責任主義であり、およそ、第三者に損害を与えたときに所有者はその責任を免れ得ない。それは相続人にふりかかるということである。こうした事情から、相続財産の存否、相続財産の換価可能性、同危険性（第三者に直ちに損害を与えうるかどうか）について検討するため、支援したものである。

(4) 結末

本事例の場合、Aの相続放棄の手続きをするか否かは、A本人、Aの親族（兄弟姉妹）、生活保護実施機関とも連携して検討を進めたい。Aの親族（兄弟姉妹）には、事の顛末だけを知らせ、それぞれの判断にゆだねた。

(5) 教訓

毎度のことであるが、当該本人Aの認知機能の低下によって、適切な支援のない中、居宅で単身で起居、生活を続けていると、予期せぬ利益機会やあわせて危険が想定され得る機会のどちらも、見逃してしまうこととなる。現実には、認知症による物忘れで、失火による火災での死亡、風呂での溺水や熱傷などでの死亡がわかりやすいところであって、これらは直ちに保護、支援すべきものであるが、実際には自治体や関係機関から、一律送付される信書などにも思わぬ事態が散見されることも多い。認知症を得た高齢者が、シームレスに支援を受け続けながら暮らすことが求められると、まるで教科書的ではあるが、これができていないことは、首肯されうるのではあるまいか。



<https://www.chiseki.go.jp/index.html>

国土交通省～地籍調査 WEB

4. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、令和7年度運営推進会議、次回、第6回は、2月24日（火）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先

事業主体) 株式会社 相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話 0475-36-5711



ゆうなぎ九十九里、ゆうなぎ白子
弊社の詳細は、こちら

QRコード弊社WEBサイト



ワムネット、ゆうなぎ九十九里の評
価掲載当該サイト

QRコードワムネット



ゆうなぎ九十九里、運営推進会議録
掲載サイト（ワムネット、ワムネッ
ト、ゆうなぎ九十九里の評価掲載当
該サイトへのリンクあり）

ゆうなぎ九十九里